

# 令和6年度 集団指導

地域密着型（介護予防）サービス事業所向け

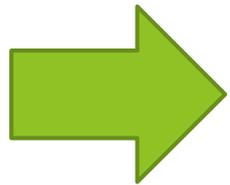
宇城市福祉部高齢介護課

1

# 集団指導とは

# 集団指導とは

- ▶ 厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル」より抜粋。
- 『国及び地方自治体は、指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めなければなりません。』
- 『指導の方法には、集団指導と運営指導とがあり、（中略）、集団指導は、正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標としており、いわば介護保険施設等に対し情報のインプットを図るものです。』



**集団指導で説明をした内容は、  
介護保険施設等の適正な運営に  
欠かせない情報です！**

# 令和6年度介護報酬改定のポイント

地域密着型サービス共通（全サービス共通含む）について

# 用語及び記号に係る説明①

- **運営基準**：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第34号）
- **運営解釈**：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- **報酬基準**：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第126号）
- **報酬解釈**：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- **予防運営基準**：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第36号）
- **予防報酬基準**：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第128号）
- ◆：複数のサービスに共通する項目の場合

# 用語及び記号に係る説明②

- 各地域密着型サービスは、下記のとおり省略します。

**地デイ**：地域密着型通所介護

**認デイ**：(介護予防)認知症対応型通所介護

**小規模**：(介護予防)小規模多機能型居宅介護

**GH**：(介護予防)認知症対応型共同生活介護

**地特定**：地域密着型特定施設入居者生活介護

**地特養**：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 地域密着型サービス共通 (全サービス共通を含む)

- ▶ 人員配置基準における両立支援への配慮◆
- ▶ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等◆
- ▶ いわゆるローカルルールについて◆
- ▶ 「書面掲示」規制の見直し◆
- ▶ テレワークの取扱い◆
- ▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入◆
- ▶ 高齢者虐待防止の推進◆
- ▶ 科学的介護推進体制加算の見直し◆
- ▶ 介護職員の処遇改善◆
- ▶ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し◆

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 人員配置基準における両立支援への配慮◆

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等 ◆

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

## ◆ 留意事項

- 例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個人に判断される場合や事故発生時や災害発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所（または施設）に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ いわゆるローカルルールについて◆

- 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問183より抜粋
- 『（中略）人員配置基準等については、①従うべき基準に分類されている。したがって、自治体は、厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、地域の実情に応じた条例の制定や運用が可能である一方、こうしたいわゆるローカルルールについては、あくまでの厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要がある。』

※宇城市の条例は、厚生労働省令に従い制定されています。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 「書面掲示」規制の見直し (R7年度より義務化) ◆

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※宇城市のホームページに、関連記事を載せています。

[https://www.city.uki.kumamoto.jp/iryo\\_fukushi/kaigo/jigyousya/2444185](https://www.city.uki.kumamoto.jp/iryo_fukushi/kaigo/jigyousya/2444185)



引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス共通

## ▶ テレワークの取扱い◆

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- ▶ 介護保険最新情報vol.1237より一部抜粋
- 介護職員・看護職員：①書類作成等の事務作業については、個別の業務単位では、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる（第3（5）を参照）が、当該職員が事業所等に不在となることで利用者の処遇に支障が生じないよう十分留意すること。②利用者を直接処遇する業務及び直接処遇に関わる周辺業務は、テレワークで実施することは想定されないことから、原則として、テレワークでの実施は認められない。③なお、夜間及び深夜の時間帯を通じて各サービスの提供に当たる従業者については、夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務について、これまでの取扱いを変えるものではない。

**※情報通信機器を活用した業務の実施に当たっては、介護保険最新情報vol.1237に留意すること。**

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入◆

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、以下の基準に適合していない場合、基本報酬を減算する。
  - ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
  - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- **経過措置**：令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 業務継続計画策定等に係る留意事項◆①

- 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

### ① 感染症に係る業務継続計画

- a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b. 初動対応
- c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

### ② 災害に係る業務計画

- a. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備品等）
  - b. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
  - c. 他施設及び地域との連携
- 感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定することとしても差し支えない。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 業務継続計画策定等に係る留意事項◆②

- 研修及び訓練は、全ての従業員が参加できるように、サービスごとに定められた回数※以上実施すること。

※地デジ、認デジ、小規模・・・それぞれ年に1回以上

GH、地特定、地特養・・・それぞれ年に2回以上

- 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- 研修は上記に加え、新規採用時にも実施すること。
- 研修の実施内容は記録すること。
- 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

指摘が  
多い事項

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 高齢者虐待防止の推進◆

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問167より抜粋

- 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。⇒**減算の適用となる。**  
なお、全ての措置の1つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項◆①

- 虐待防止検討委員会は、具体的には次のような事項について検討すること。
  - a. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - b. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
  - c. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
  - d. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
  - e. 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - f. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - g. 前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項◆②

- 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。
  - a. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
  - b. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - c. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
  - d. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
  - e. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
  - f. 成年後見制度の利用支援に関する事項
  - g. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
  - h. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
  - i. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

指摘が  
多い事項

# 地域密着型サービス共通

指摘が  
多い事項

## ▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項◆③

- 研修はサービスごとに定められた回数※以上実施すること。

※地デイ、認デイ、小規模・・・それぞれ年に1回以上

GH、地特定、地特養・・・それぞれ年に2回以上

- 研修は上記に加え、新規採用時にも必ず実施すること。
- 研修の実施内容は記録すること。
- 虐待を防止するための体制として、委員会の開催、指針の整備、研修を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- 同一事業所内での複数担当（身体的拘束等適正化担当者や感染対策担当者など）の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
- 運営規定に定める「虐待の防止のための措置」については、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 科学的介護推進体制加算の見直し◆①

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。**（入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。また、同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする）**
  - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。

## ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問175より抜粋

- 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。⇒ 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。例えば、令和5年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス共通

## 科学的介護推進体制加算の見直し◆②

例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。

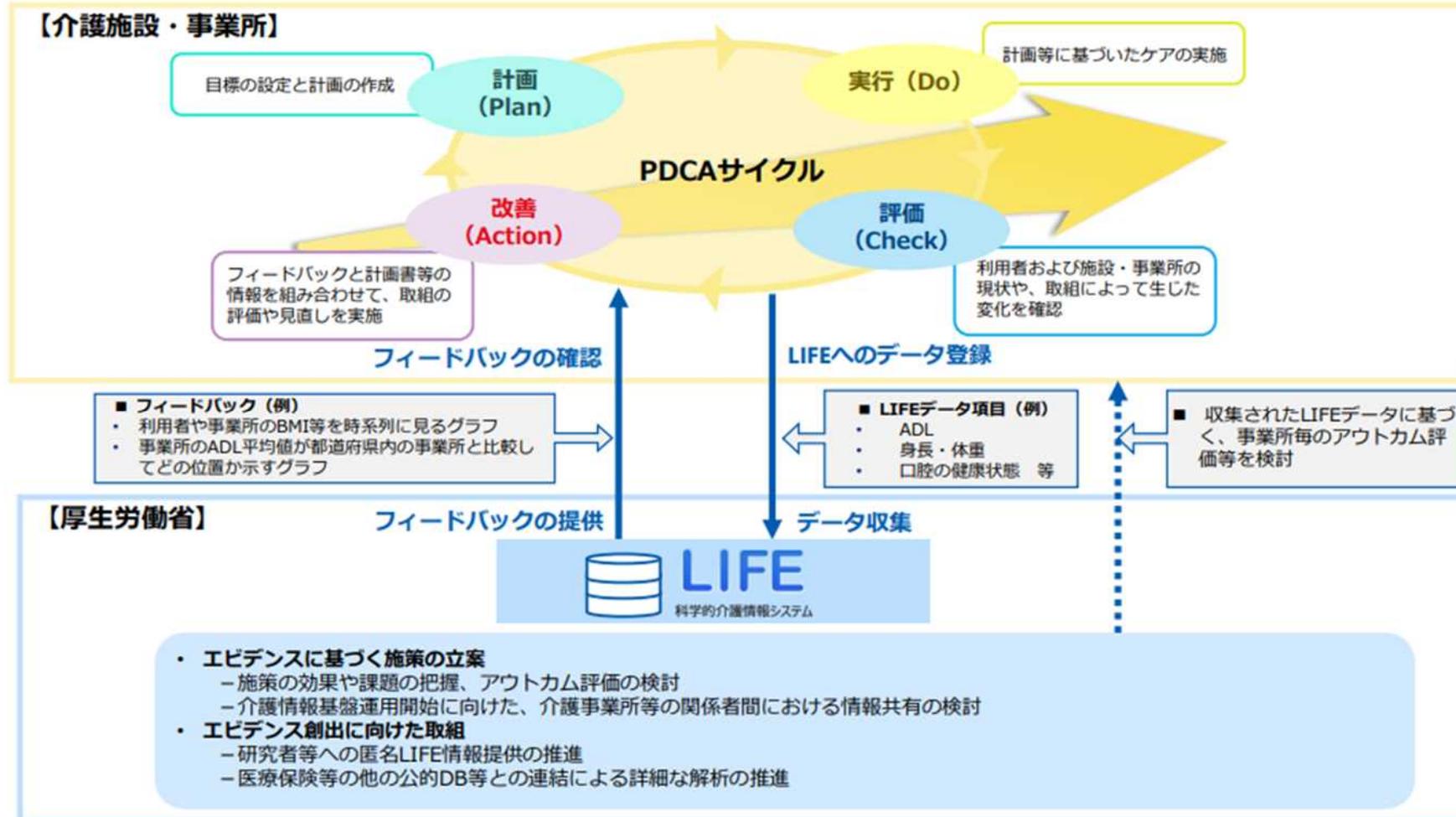


(※) 一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

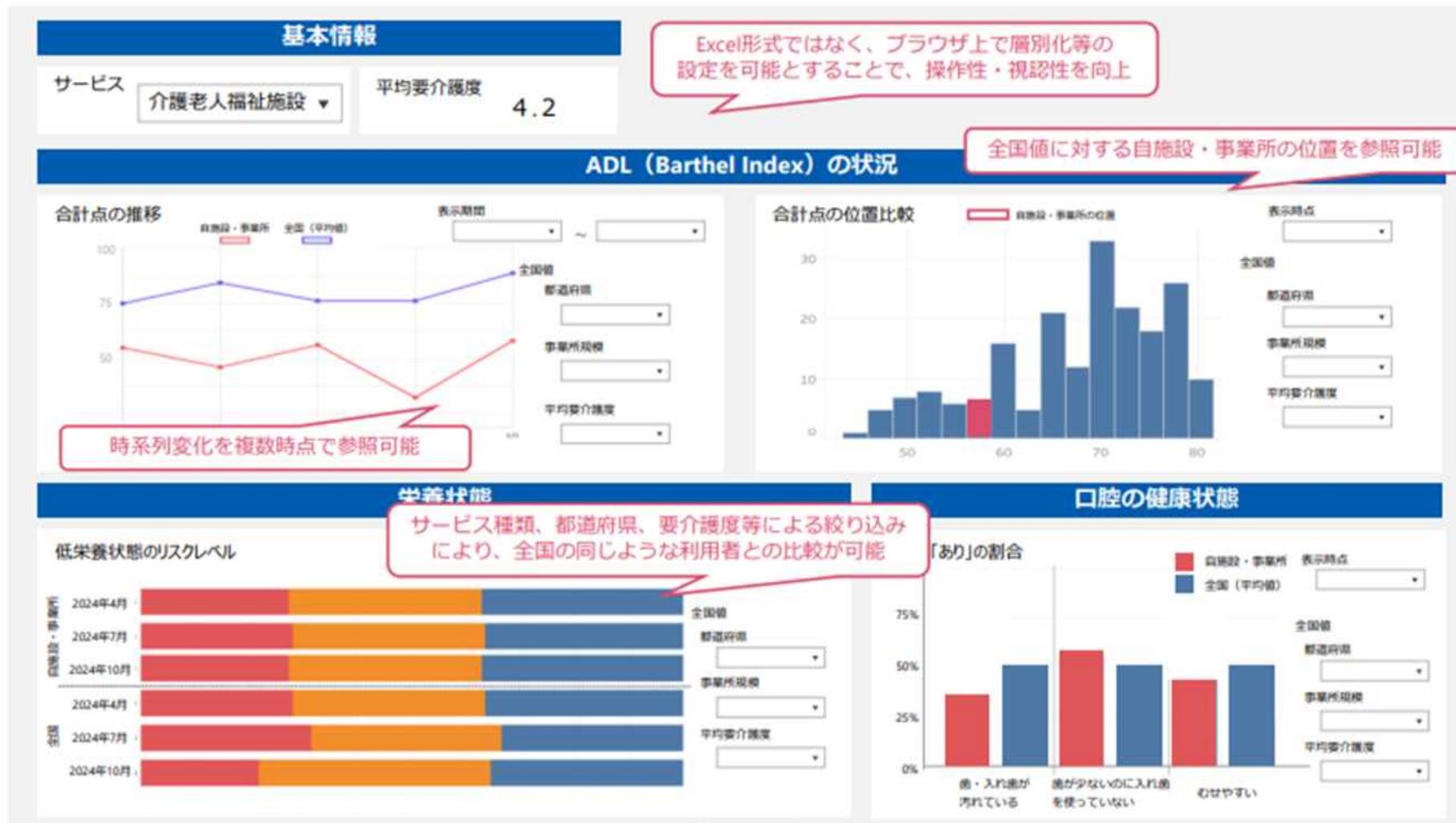
# 地域密着型サービス共通

## 科学的介護推進体制加算の見直し◆③



引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

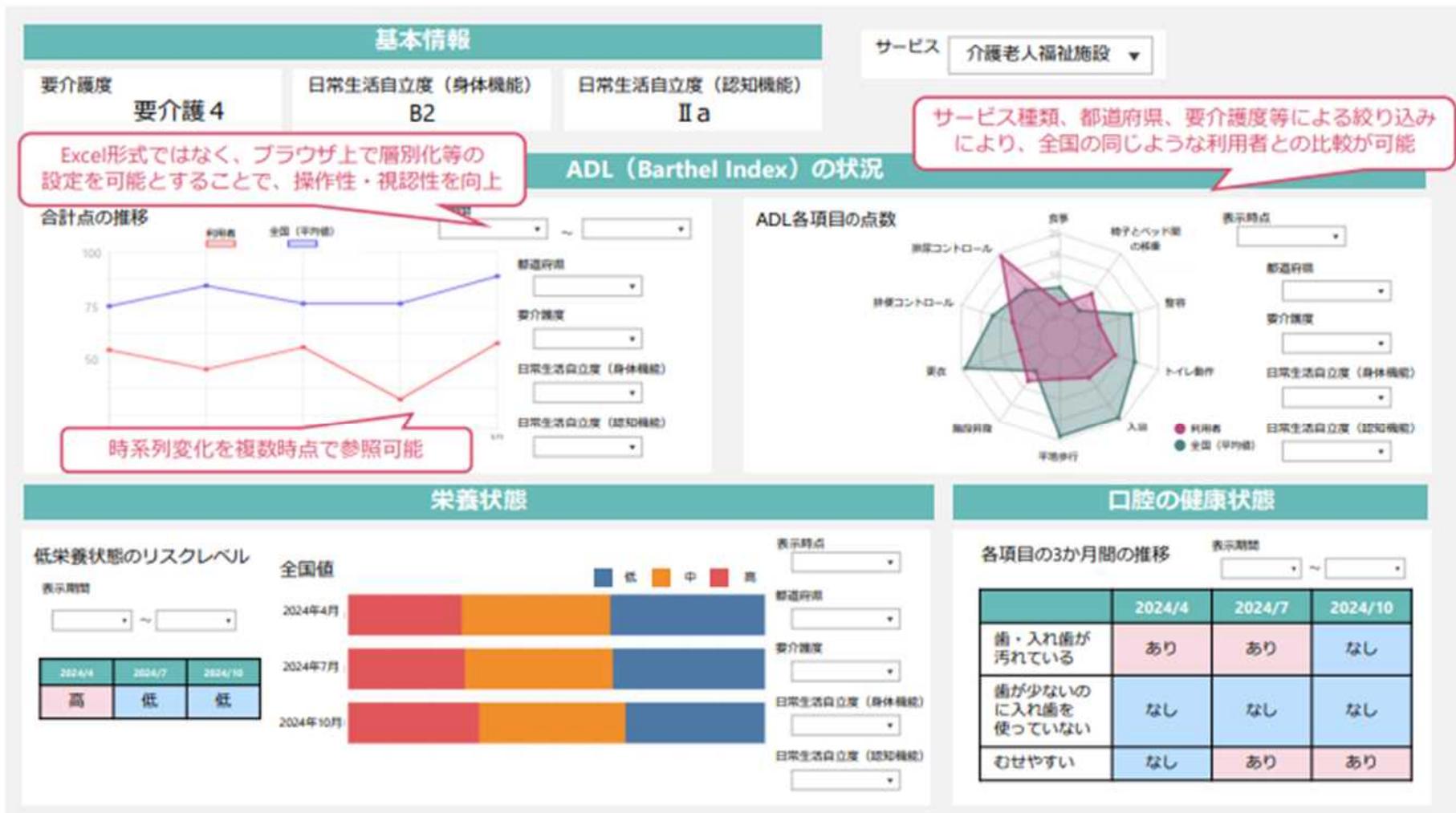
# LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせることで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 介護職員の処遇改善◆①

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 介護職員の処遇改善 ◆ ②

- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、**新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件**とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※) 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	新加算(介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	I	<b>新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	II	<b>新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ <del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del>	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	III	<b>新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。</b> ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	IV	・ <b>新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</b> ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス共通

## ▶ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し◆

- 就労開始から6月未満の外国人介護職員については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。（適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。）
  - ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。
  - イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

# 令和6年度介護報酬改定のポイント

各地域密着型（介護予防）サービスについて

# (介護予防)小規模多機能型居宅介護

- ▶ 総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ▶ 身体的拘束等の適正化の推進 ア
- ▶ 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ▶ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け◆
- ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進◆
- ▶ 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- ▶ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化◆
- ▶ 特別地域加算の対象地域の見直し◆

# 地域密着型サービス

小規模

## ▶ 総合マネジメント体制強化加算の見直し①

- 小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、**より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点**から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。以下、総合マネジメント加算（I）に追加された算定要件である。

1. 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
2. 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
3. 以下については、事業所の特性に応じて1つ以上実施すること
  - 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること
  - 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
  - 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
  - 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること

# 地域密着型サービス 小規模

- ▶ 総合マネジメント体制強化加算の見直し②
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問145より抜粋
- 「日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること」とされているが、具体的な取組頻度についてどのように考えればよいか。また、相談に対応したことについて、どのように表せばよいか。⇒ 地域住民等からの相談への対応は、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、常に地域住民等からの相談を受け付けられる体制がとられていれば、当該要件を満たすものである。また、日常的に利用者と関わりのある地域住民等からの相談が行われやすいような関係を構築していることも重要である。なお、地域住民等からの相談が行われていることは、日々の相談記録等、既存の記録において確認できれば足りるものであり、加算要件を満たすことを目的として、新たに資料を作成することは要しない。

# 地域密着型サービス

小規模

- ▶ **総合マネジメント体制強化加算の見直し③**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問146より抜粋
- 「地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること」とされているが、具体的な取組内容や取組頻度についてどのように考えればよいか。⇒ 具体的な取組内容については、別紙※において、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」の例をお示ししている。ただし、小規模多機能型居宅介護事業所が、事業所の所在する地域において、一定の理解・評価を得て、地域の中で核となり、地域資源を効果的に活用し利用者を支援する取組は、地域の実情に応じて、様々なものが考えられるため、当該通知に例示する以外の取組も該当し得る。また、「地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行うための取組」については、一定の頻度を定めて行う性格のものではなく、利用者が住み慣れた地域において生活を継続するために、利用者一人一人にとってどのような支援が必要かということについて、地域住民等と連携した上で、常に問題意識をもって取り組まれていれば、当該要件を満たすものである。

※「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）第2の5(12)

# 地域密着型サービス 小規模

- ▶ 総合マネジメント体制強化加算の見直し④
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問147より抜粋
- 「地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同での事例検討会、研修会等」については、市町村や地域の介護事業者団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。⇒ 貴見のとおりである。ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず地域住民や民間企業、他の居宅サービス事業者など複数の主体が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、これらの複数の主体が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。

# 地域密着型サービス 小規模

## ▶ 身体的拘束等の適正化の推進①-1

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。
- また、以下のように、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。（令和7年4月1日から義務化。）
  - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的な実施すること

# 地域密着型サービス 小規模

- ▶ 身体的拘束等の適正化に係る留意事項①
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、3ヶ月に1回実施し、実施に当たっては、以下の内容に留意すること。
  - イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
  - ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
  - ハ 身体的拘束等適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
  - ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
  - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
  - ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

# 地域密着型サービス

小規模

## ▶ 身体的拘束等の適正化に係る留意事項②

### ● 身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

注意が  
必要な事項

# 地域密着型サービス 小規模

## ▶ 身体的拘束等の適正化に係る留意事項③

- 研修は年2回以上実施すること。

※ 虐待の防止のための研修と実施回数が異なるため、実施忘れに注意が必要。

- 研修は上記に加え、新規採用時にも必ず実施すること。
- 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
- 研修の実施内容は記録すること。

注意が  
必要な事項

# 地域密着型サービス 小規模

## ▶ 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

- **小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る**観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

### < 認知症加算 (I) > (新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

### < 認知症加算 (II) > (新設)

- 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

### < 認知症加算 (III) > (現行のIと同じ)

- 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

### < 認知症加算 (IV) > (現行のIと同じ)

- 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護)小規模多機能型居宅介護を行った場合

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

- ▶ 認知症加算等に係る留意事項①
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問17より抜粋
- 認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件について、「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、**認知症看護に係る適切な研修**とは、どのようなものがあるか。⇒ 現時点では、以下のいずれかの研修である。① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」・ただし、③については認定証が発行されている者に限る。

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

## ▶ 認知症加算等に係る留意事項②

### ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問18,19より抜粋

- 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。⇒ 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。
- 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考え方如何。常勤要件等はあるか。⇒ 専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみである。

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

## ▶ 認知症加算等に係る留意事項③

### ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問21より抜粋

- 認知症介護実践リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。⇒ 認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成 20 年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたこと等の経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。従って、**認知症専門ケア加算（Ⅱ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅱ）については、加算対象となる者が 20 名未満の場合にあつては、平成 20 年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1 名の配置で算定できることとし、通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算については、当該者を指定通所介護を行う時間帯を通じて 1 名の配置で算定できることとなる。**

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

- ▶ 認知症加算等に係る留意事項④
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問24より抜粋
- 認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）における「技術的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であって、当該会議の検討内容の1つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、当該会議に登録ヘルパーを含めた全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、両会議を開催したものと考えてよいのか。⇒ 貴見のとおりである。

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

## ▶ 認知症加算等に係る留意事項⑤

### ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問26より抜粋

- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅰ）を算定するためには、認知症専門ケア加算（Ⅰ）及び（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症加算（Ⅱ）の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。⇒ 必要ない。例えば加算の対象者が20名未満の場合、① 認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者 ② 認知症看護に係る適切な研修を修了した者 ①または②のいずれかが1名配置されていれば、算定することができる。

※認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

# 地域密着型サービス

地デイ

小規模

GH

地特養

## ▶ 認知症加算等に係る留意事項⑥

### ▶ 介護保険最新情報 vol.1245 問4より抜粋

- 「認知症介護実践リーダー研修の研修対象者として、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者」とあるが、「それと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者」とは具体的にどのような者なのか。⇒ 同等以上の能力を有する者として、例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として7年以上サービスを利用者に直接提供するとともに、そのうちの3年以上、サービス提供責者としても従事する者を研修対象者として認めていただくことは差し支えない。

# 地域密着型サービス

- ▶ LIFE関連の留意事項（科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算）①
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問171より抜粋
- 月末よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ない等のやむを得ない場合については、当該サービスを利用開始した日の属する月（以下、「利用開始月」という。）の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出した場合は利用開始月より算定可能か。⇒ 事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月以降の月の最終週よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の10日までにデータ提出することが困難な場合は、当該利用者に限っては利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとしている。ただし、加算の算定については LIFE へのデータ提出が要件となっているため、利用開始月の翌月の10日までにデータを提出していない場合は、当該利用者に関し当該月の加算の算定はできない。当該月の翌々月の10日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌月より算定が可能。**また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合に、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。**なお、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

# 地域密着型サービス

- ▶ LIFE関連の留意事項（科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算）②
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問172より抜粋
- 事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の月末にサービス利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該利用者の当該月のデータ提出が困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。⇒ 原則として、事業所の利用者全員のデータ提出が求められている上記の加算について、**月末にサービス利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該月の当該利用者に係る情報を LIFE に提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していれば算定できる。**なお、**情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記**しておく必要がある。ただし、上記の場合や、その他やむを得ない場合（※）を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。

※やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。ただし、**情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。**

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

- ▶ **利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け①**
- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（令和9年4月1日から義務化）

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

- ▶ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け②（生産性の向上とは？）



# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

## ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

## ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②-1

### 【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

### 【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

## ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②-2

(※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- (I) において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - ア 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
  - オ 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査)
- (II) において求めるデータは、(I)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- (I)における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

(※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

- ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進③-1
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1261 問12より抜粋
- 加算（Ⅰ）の算定開始に当たっては、加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入前後の状況を比較し、生産性向上の取組の成果の確認が求められているが、例えば、数年前又は新規に介護施設を開設し、開設当初より、加算（Ⅰ）の要件となる介護機器を全て導入しているような場合については、当該介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいないなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどのように考えるべきか。⇒ 介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいない場合における生産性向上の取組の成果の確認については、以下のとおり対応されたい。
- **【利用者の満足度等の評価について】** 介護サービスを利用する利用者（5名程度）に、介護機器を活用することに起因する利用者の安全やケアの質の確保についてヒアリング調査等を行い（※）、その結果に基づき、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認すること。

※ 介護機器活用した介護サービスを受ける中での、利用者が感じる不安や困りごと、介護サービスを利用する中での支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリングを実施することを想定している。また、事前調査が実施できない場合であって、ヒアリング調査等を行う場合には、別添1の利用者向け調査票による事後調査の実施は不要となる。

# 地域密着型サービス

小規模

GH

地特定

地特養

## ▶ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進③-2

- **【総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の調査について】**加算（Ⅱ）の要件となる介護機器を導入した月（利用者の受入れを開始した月）を事前調査の実施時期（※）とし、介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。

※ 介護施設を新たに開設し、利用者の受入開始月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合については、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる8時点を事前調査の対象月とすること。この場合、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。

（例）例えば、令和6年1月に介護施設（定員50名とする）を新たに開設し、同年1月に15人受け入れ、同年2月に15人受け入れ（合計30名）、同年3月に15人受け入れ（合計45名）、同年4月に2名受け入れ（合計47名）、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とすること

# 地域密着型サービス 小規模

- ▶ **小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し**
- 小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。

# 地域密着型サービス 地デ 認デ 小規模

- ▶ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

- ※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
- ※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域
- ※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

○ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

# 地域密着型サービス 小規模

## ▶ 特別地域加算の対象地域の見直し

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

# 地域密着型サービス

地デイ

認デイ

小規模

- ▶ **通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化②（送迎の範囲）**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問65より抜粋
- 通所系サービスにおける送迎において、事業所から利用者の居宅以外の場所（例えば、親族の家等）へ送迎した際に送迎減算を適用しないことは可能か。⇒ 利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者 と利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しない。なお、小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

# 地域密着型サービス

地デイ

認デイ

小規模

- ▶ **通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化③（同乗）**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問66より抜粋
- A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。また、B事業所の従業者が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。⇒ 送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者（問中の事例であれば、A事業所の従業者）が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者（かつB事業所の従業者）が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。上記のような、雇用契約を結んだ上でのA事業所とB事業所の利用者の同乗については、事業所間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。なお、小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

# 地域密着型サービス

地デイ

認デイ

小規模

## ▶ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化④（共同委託）

### ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問67より抜粋

- A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。⇒ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。なお、小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

ご清聴ありがとうございました